記事提供:日本年金機構 年金事務所

全国健康保険協会 茨城支部

発行:一般財団法人 茨城県社会保険協会

水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F TEL.029-226-8005

社 会 保 険 しばらき

マイナンバーによる届出・申請と平成30年3月からの様式変更について

2018 April NO. 477

- ●健康診断のご案内
- ●国民年金保険料を納付いただいていない方にお知らせを 送付しています。



「奥久慈の桜」(撮影・大子町):日本写真家協会員 藤井 正夫

日本年金機構からの お知らせ

マイナンバーによる届出・申請

日本年金機構では、平成29年1月からマイナンバーによる年金相談・照会を受け付けており、基礎年金番号がわからない場合であっても、マイナンバーカード(個人番号カード)をご提示いただくことで、相談を行うことができるようになりましたが、さらに、平成30年3月からは、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてもマイナンバーで行えるようになりました。今後は、マイナンバーを届け出ていただくことで、住所変更届や氏名変更届の届出省略、これまで各種申請時に必要としていた住民票などの添付書類提出の省略を行う予定です。また、マイナンバーの利用にあたって、日本年金機構では情報セキュリティの抜本的強化に取り組んでおり、お客様のマイナンバーの適切な保管・管理に万全を期します。

事業主のみなさまへ

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届など、これまで基礎年金番号を記載していただいていた届書については、平成30年3月以降、マイナンバーを記入して提出していただくこととなります(基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください)。

1 従業員のマイナンバーを記込いただ≪際の留意点

健康保険・厚生年金保険関係の各種届書等において、従業員のマイナンバーを記入いただくこととなりますが、 その際には利用目的の明示と本人確認措置を行っていただく必要があります。

①利用目的の明示

個人情報保護法の規定に基づき、従業員のマイナンバーを取得する時は、利用目的(年金関係事務において利用すること)をご本人に通知または公表しなければなりません。

②本人確認措置

本人確認にあたっては、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認※1)と、マイナンバーを 提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認※2)が必要です。

- ※1番号確認書類:マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ※2身元 (実存) 確認書類:マイナンバーカード、運転免許証、旅券などで本人確認を行ってください。

2 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届について

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届はマイナンバーを記入していただくこととなりますが、マイナンバーを記入した場合には、住基ネットから日本年金機構が住民票上の住所を取得することが可能となることから、被保険者の住所の記載を省略できます。

3 住所変更届・氏名変更届について(届出省略)

今後、被保険者の住所変更届及び被保険者・受給権者の氏名変更届は、個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については、日本年金機構への届出を省略できます。

また、これまで受給権者のみ実施していた死亡届の届出省略について、第3号被保険者も個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については届出を省略できます。ただし、厚生年金被保険者については、従来どおり資格喪失届の提出が必要です。

4 日本年金機構へのマイナンバーの提供のお願い

日本年金機構へ届出を提出いただく際はなるベくマイナンバーを記入していただくようにお願いいたします。なお、日本年金機構で個人番号と基礎年金番号が紐付けされていない方については、平成29年12月に事業主の方あてに対象者の一覧表を送付し、マイナンバーの提供をお願いしております。この一覧表に基づくご報告をまだされていない事業主の方におかれましては、日本年金機構からお送りしたお知らせに基づき、対象者のマイナンバーを提供いただきますようお願いいたします。

と平成30年3月からの様式変更について

平成30年3月からの様式変更について

平成30年3月5日から年金の手続きで使用していただく様式が変更となります。変更の内容は、マイナンバー 欄の追加のほか、様式の A 4 縦判化、複数の様式の統合(被扶養者(異動)届と国民年金第3号被保険者関係届 など) などとなります。

なお、変更となる様式(マイナンバーを記入していただく届書)の種類や新しい資格取得届の届書は下記の とおりです。

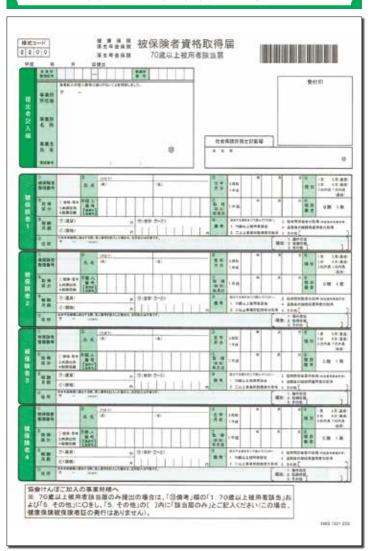
※平成30年3月号の「社会保険いばらき」に記載しました「70歳以上被用者該当届」は、平成30年3月5日 から資格取得届の用紙に統合されておりますので、ご注意ください。

様式が変更になる(マイナンバーを 記入していただく) 届書等一覧

шлос	がににく/ 温音号 晃		
区分	届書等		
共通	個人番号等登録届		
共通	個人番号変更届		
共通	年金手帳再交付申請書		
健康保険・厚生年金	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届		
健康保険・厚生年金	被保険者適用除外承認申請書·被保険者資格取得届·70歲以上被用者該当届		
健康保険・厚生年金	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届		
健康保険・厚生年金	被保険者資格喪失届·70歳以上被用者該当届 ※70歳到達届		
健康保険・厚生年金	被保険者報酬月額算定基礎届·70歳以上被用者算 定基礎届		
健康保険・厚生年金	被保険者報酬月額変更届·70歳以上被用者月額変 更届		
健康保険・厚生年金	被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届		
健康保険・厚生年金	被扶養者(異動)(3号)届		
健康保険・厚生年金	育児休業等取得者申出書 (新規·延長) /終了届		
健康保険・厚生年金	育児休業等終了時報酬月額変更届/70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届		
健康保険・厚生年金	産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届		
健康保険・厚生年金	産前産後休業終了時報酬月額変更届/70歳以上被用者産前産後休業終了時月額相当額変更届		
健康保険・厚生年金	養育期間標準報酬月額特例申出/終了届		
健康保険・厚生年金	特例加入被保険者資格取得申出書		
健康保険・厚生年金	特例加入被保険者資格喪失申出書		
健康保険・厚生年金	高齢任意加入被保険者(船員以外)資格取得 申出·申請書		
健康保険・厚生年金	高齢任意加入被保険者(船員以外)資格喪失 申出·申請書		
健康保険・厚生年金	被保険者 所属選択・二以上事業所勤務届		
健康保険・厚生年金	70歳以上被用者 所属選択・二以上事業所勤務届		
健康保険・厚生年金	被保険者資格確認請求書		
健康保険・厚生年金	資格取得·資格喪失等確認申請書		
健康保険・厚生年金	被保険者生年月日訂正届(処理票)		
健康保険・厚生年金	被保険者氏名変更 (訂正) 届		
健康保険・厚生年金	被保険者住所変更届		
健康保険・厚生年金	任意単独被保険者資格取得申請書		
健康保険・厚生年金	任意単独被保険者資格喪失申請書		
健康保険・厚生年金	被保険者区分変更届・70歳以上被用者区分変更届		

《変更例》

新しい資格取得届の様式



詳しくは日本年金機構のホームページ (http://www.nenkin.go.jp/) をご覧いただくか 年金加入者ダイヤル(0570-007-123(050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康診断

生活習慣病予防健診について

35歳~74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です

協会けんぽの生活習慣病予防健診ってどういう健診?



がん健診が含まれます!

(肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん) 病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。

とってもおトク!

健診費用の約6割を協会けんぼが負担するので 18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担で 受けることができます。

定期健康診断の内容をすべて含みます!

事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく 定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

健診の種類	検査の内容		受診対象年齢	自己負担(平成30年度)
一般健診	診察等/身体計測/血圧測定/尿検査/ 便潜血反応検査/血液検査/心電図検査/ 一般健診 胸部レントゲン検査/胃部レントゲン検査		35歳~74歳の方	最高7,038円 (補助なしの場合18,522円)
	眼底検査	健診結果(血糖及び血圧の項目)等から、 <u>医師が必要と判断する</u> 場合のみ実施する検査です。		最高78円 (補助なしの場合777円)
子宮頸がん検診 (単独受診)	問診 / 細胞診 (自己採取による検査は実施していません)		20歳〜38歳の 偶数年齢の女性	最高 1,020円 (補助なしの場合 3,400円)

· 一般健診に追加して受診する健診(以下の4つの健診は単独受診ができません)

アー放健的に <u>垣加して</u> 受診する健診(以下の4つの健診は <u>単独受診ができません</u>)						
付加健診	尿沈渣顕微鏡検查/血液学的検查/ 生化学的検查/眼底検查/肺機能検查/ 腹部超音波検査	・40歳の方 ・50歳の方	最高4,714円 (補助なしの場合9,428円)			
乳がん検討	問診/乳房エックス線検査 (視診、触診は医師が必要と判断する場合 のみ実施)	40歳~74歳の 偶数年齢の女性	50歳以上 最高1,066円 (補助なしの場合3.553円) 40~48歳 最高1,655円 (補助なしの場合5,518円)			
子宮頸がんね	検診 問診 / 細胞診 (自己採取による検査は実施していません)	36歳~74歳の 偶数年齢の女性 ※36歳、38歳の方は 単独受診可	最高 1.020円 (補助なしの場合 3,400円)			
肝炎ウイル 検査	・ス HCV 抗体検査 /HBs 抗原検査 (受診者ご本人が直接健診機関にお申込み ください)	一般健診と同時受診 ※過去に C 型肝炎ウイルス検査を 受けたことがある方は 受診できません	最高612円 (補助なしの場合2,041円)			

健診機関に予約をしましょう

●生活習慣病予防健診機関に連絡し、 予約してください。

健診機関はホームページまたは 事業所さまに送付した「健診の ご案内」をご覧ください。



申込書に記入し 協会けんぽに郵送しましょう

- ●健診申込書に健診の種類、健診予約年月日、 健診機関コード等を記入します。
- 申込書を協会けんぽに郵送してください。 なお、協会けんぽから、お申し込みが完了した旨の ご連絡はいたしません。

受診しましょう

- ●受診日に被保険者であることが必要です。
- ●当日は 「保険証」 などを忘れずに持参して ください。

肝炎ウィルス検査を受けましょう

日本では、年間約3万人の方が肝臓がんで亡くなられています。肝臓がんの原因の約6割がC型肝炎ウイルスです。最近、ウイルス性肝炎の治療は目覚ましく進歩しています。C型肝炎は、飲み薬だけで、100%近く治るようになりました。副作用もほとんどありません。肝炎ウィルス

検査を受けて、肝硬変、肝がんになるのを防ぎましょう。協会けんぽの生活習慣病健診や職場健診、市町村の健診で、是非、一度、肝炎検査を受けてください。

茨城県の肝臓相談窓口にお電話を

月~金(祝日除く)10:00~16:00

0294-23-8354 (株) 日立製作所日立総合病院 肝疾患相談支援センター

029-887-1222 東京医科大学茨城医療センター 肝疾患相談支援センター



特定健康診査について



40歳~74歳の被扶養者(ご家族)の方が対象の健診です

『特定健診受診券』は4月にご自宅へお送りします

被扶養者(ご家族)さまが特定健康診査を受診する際に必要な『特定健診受診券』は、 毎年4月に被保険者(ご本人)さまのご住所宛てにお送りしています。

なお、「宛て所に尋ねあたらない」などの理由によりお送りできなかった方の受診券 は、事業主さま宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者さまを通じ被扶養者さ まにお届けいただくようご協力をお願いいたします。



受診対象年齢	健診の種類	検査の内容	自己負担(平成30年度)
		診察等、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、	茨城県内の実施医療機関 1,916円(または 500円)
40歳~74歳 健診 肝機能検査、血中脂質検査	肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査	茨城県内の市町村集団健診 500円	
(75歳誕生日の) 前日まで	詳細な 健診	心電図検査、貧血検査、眼底検査を昨年度の 結果をもとに医師の判断により実施します (すべての方に実施するわけではありません。)	茨城県内では自己負担なし

協会けんぽから 受診券が送られます

- ●被保険者の住所に被扶養者の 「特定健康診査受診券」が送付されます。
- ●受診券が送付されない方は申請が必要です。

受診の予約をしましょう

●受診を希望する特定健診実施機関または 市町村に直接、予約してください。 (予約が不要の場合もあります)

受診しましょう

- ●受診日に被扶養者であることが必要です。
- ●当日は「受診券」「保険証」「受診費用 (自己負担金)」を忘れずに持参してください。

健診後はメタボリックシンドロームに着目した【特定保健指導】をご利用ください

特定保健指導とは・・・

生活習慣病予防健診の結果、生活習慣の改善が 特に必要な方を対象に行う保健指導です。

健診結果をもとに、日々の生活習慣を保健師や 管理栄養士と一緒に振り返ることで、ライフスタ イルにあった目標設定と実行に移すきっかけ作り をお手伝いします。

《被保険者ご本人様》

該当者のいる事業所さまへは個別面接の日程調整 のため、協会けんぽからご連絡いたします。

《被扶養者ご家族様》

特定保健指導利用券を送付いたしますので、同封 の契約健診機関へお問い合わせください。

特定保健指導の流れ

個別面接(20分程度)



概ね1ヶ月に1回、面談、電話、手紙などで 継続サポート

3~6カ月後 生活習慣改善状況を伺います

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城



http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/ ☎029-303-1584 (保健グループ)

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、お知らせをお送りしています。

●国民年金保険料未納期間のお知らせ

国民年金保険料を納付いただいていない期間がある方に、お知らせをお送りいたします。お知らせが届いた時点でまだ国民年金保険料を納付いただいていない場合は、お手元の納付書により早めに納めてください。

●お送りするもの

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」をお送りいたします。通知書に、国民年金保険料を納めていない期間と金額を記載しています。平成30年1月12日時点の情報に基づき発行しておりますので、すでに納めた期間や免除等が承認された期間が未納と表示されている場合があります。あらかじめご了承ください。

【行き違いの例】

平成30年1月12日時点で保険料の免除申請が審査中のとき

平成30年1月12日の直前に保険料を納めたとき(※)

※金融機関等で保険料を納めた情報が日本年金機構に届くまでに数日間かかるため。

●発送日

茨城県は平成30年2月19日に郵便局持ち込み。

(悪天候等の郵便事情により配達が遅延することがあります)

●保険料の納め方

国民年金保険料納付書でお近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納めてください。お手元に納付書がない場合は再発行いたしますので、通知書に記載されている年金事務所まで連絡してください。ATM やインターネットバンキングによる電子納付もご利用できます。電子納付に関してご不明な点は、ご利用の金融機関等にお問合せ下さい。

●その他

ご不明な点は、お近くの年金事務所または通知に記載されている、日本年金機構が業務を委託している民間事業者へご連絡ください。なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

国民年金保険料は、納付期限(納付対象月の翌月末日)から2年を経過すると時効になりますが、過去5年分まで納めることができる「後納制度」がご利用いただけます。「後納制度」とは時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。後納制度を利用することで年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しくは下記の専用ダイヤル、またはお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004

受付時間 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後7時まで 第2土曜日 午前9時00分~午後5時まで

※土日祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。